

平成二十一年三月三十一日受領
答弁第二三三八号

内閣衆質一七一第二三八号

平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出脳脊髄液減少症に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出脳脊髄液減少症に関する質問に対する答弁書

一及び二について

厚生労働省において「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」（以下「確立研究」という。）の主任研究者に確認したところ、お尋ねの症例の収集方法については、現在、検討中であるとのことである。

三について

確立研究における診断に係る検査については、保険外診療を行うことを前提として当該検査を実施する場合など、いわゆる「混合診療」に該当する場合を除いて、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）等に基づき、保険給付が行われる。

いわゆる「混合診療」に該当する場合には、検査に係る費用は、全額患者負担となるが、これについて公費により負担することは、「混合診療」を禁止している趣旨にかんがみると適当ではないと考える。

四について

厚生労働省としては、現時点では、いわゆる「脳脊髄液減少症」の診断法は確立されておらず、御指摘

のような調査を実施することは困難であると考える。

また、一般に、病気を確定するための検査については、診療報酬の算定方法等に基づき、保険給付が行われる。

五について

厚生労働省としては、確立研究の分担研究者については、主任研究者において、御指摘の指針の趣旨を踏まえ、適切に選任しているものと認識している。